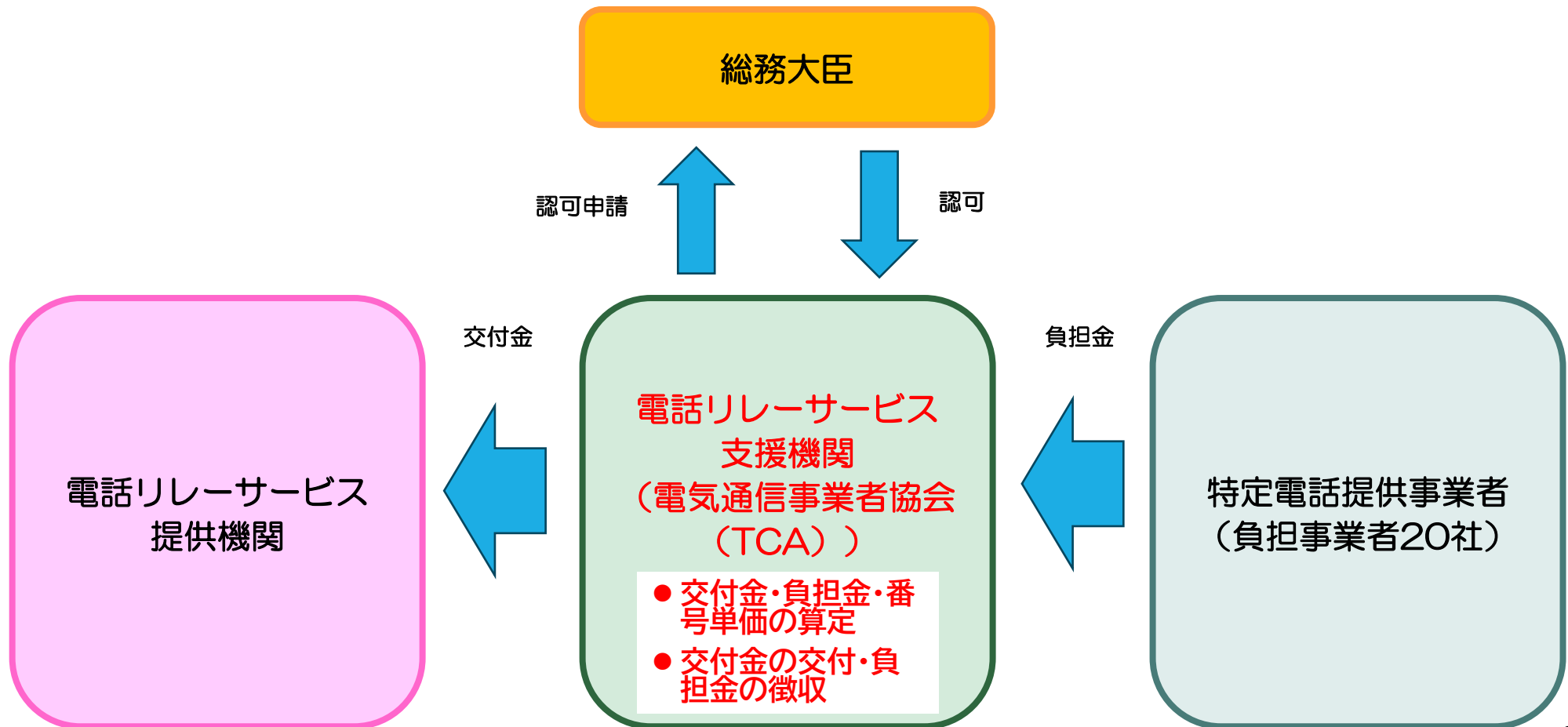


電話リレーサービスの在り方に関する検討会 ご説明資料

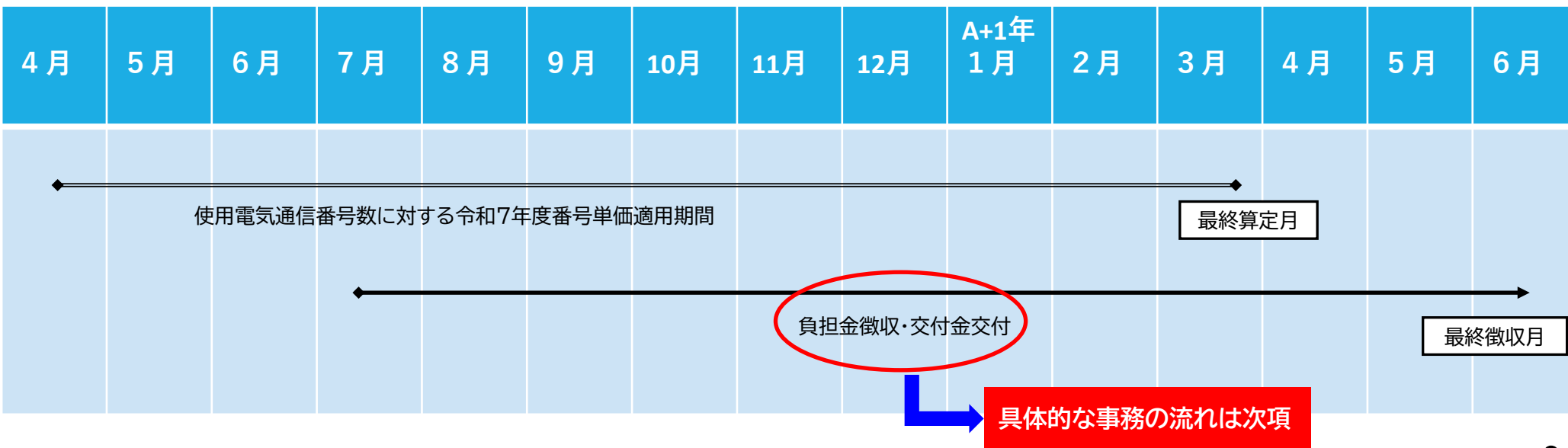
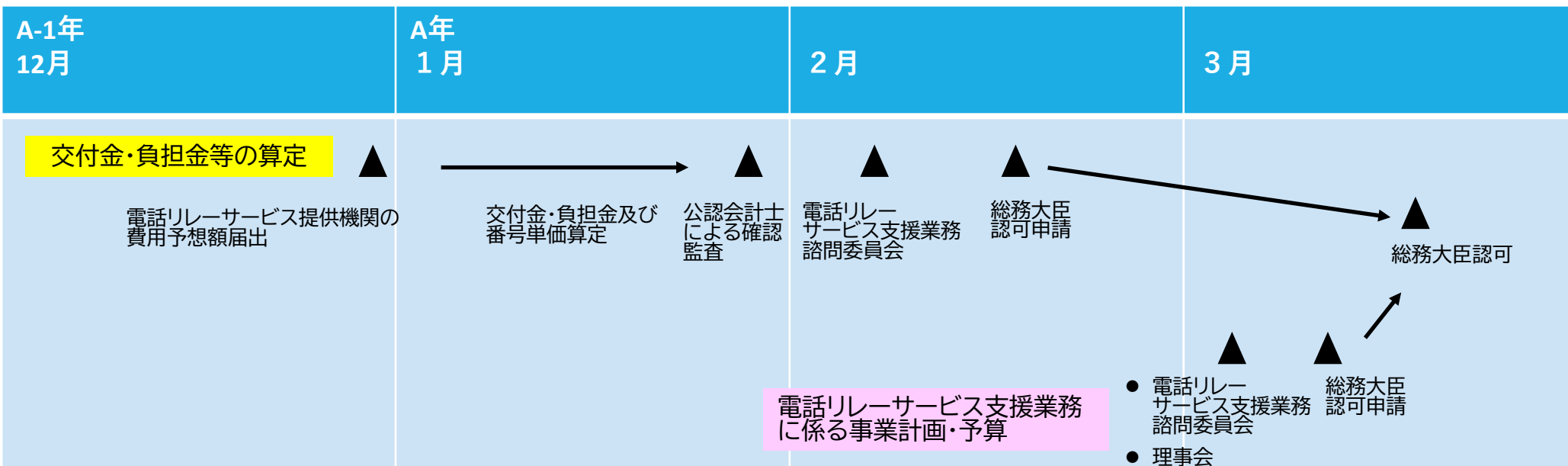
**令和7年10月29日
一般社団法人 電気通信事業者協会**

設 立	1987(昭和62)年9月
目 的	電気通信事業者共通の課題への対処等を通じて、電気通信事業の健全な発展と国民の利便性向上に資することを目的
会員構成及び会員数	● 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者 (第一種電気通信事業者(2004年法改正前)) ● 正会員 48社 (令和7年10月1日現在)
会 長	島田 明 (N T T 株式会社代表取締役社長)
事業概要	● 電気通信事業の健全な発展に資する取組 (ネットワークの安全性・信頼性の確保対策の充実強化等) ● 消費者支援策の充実・推進に資する取組 (苦情相談体制の運営等) ● 社会貢献に資する取組 (電気通信サービスの不正利用防止対策の推進等) 総務大臣指定の支援機関業務 ● 基礎的電気通信役務 (電話・ブロードバンドのユニバーサルサービス) に係る支援機関業務の実施 ● 電話リレーサービス支援機関業務の実施

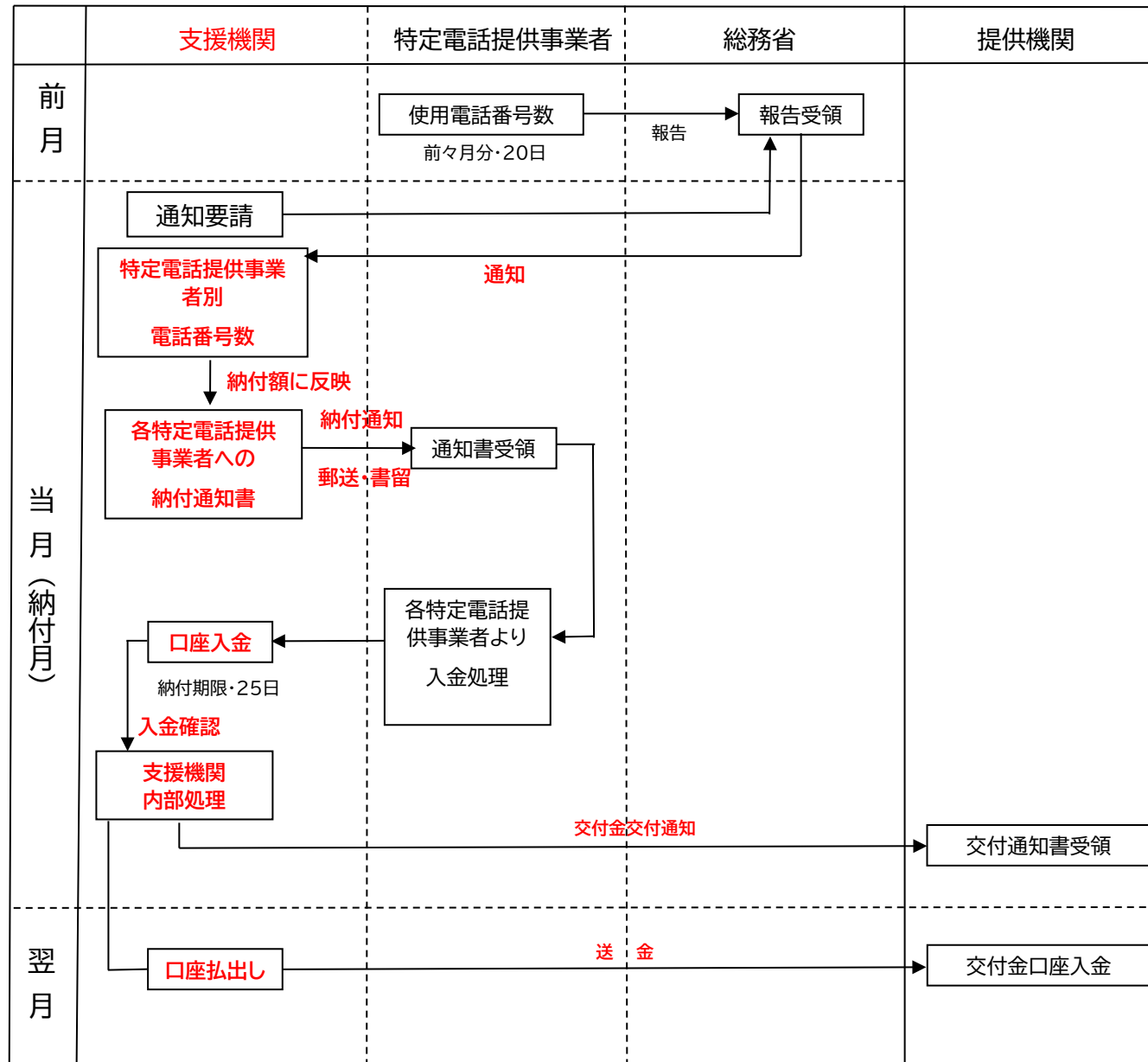
- 電話リレーサービス支援機関（TCA）は、法律に基づき、毎年度、電話リレーサービス提供業務に要する費用に充てるための交付金等の算定を行うとともに、電話リレーサービス提供機関へ交付金を交付、また特定電話提供事業者から負担金を徴収する役割を担っている。
- なお、交付金の額及び交付方法、負担金の額及び徴収方法については、総務大臣の認可が必要。



支援機関における業務の流れ



負担金徴収及び交付金交付のフローチャート



電話リレーサービス制度における交付金の算定に関する基本方針
～ 適正な交付金交付のために ～

令和〇年度交付金算定

総務大臣指定 電話リレーサービス支援機関
一般社団法人電気通信事業者協会

1. 目的

この基本方針は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）第24条等の規定及び電話リレーサービス支援業務規程第13条等の規定に定める交付金の算定を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項について定め、もって電話リレーサービス支援業務の公正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

2. 提供機関からの提出書類

（1）費用の予想額等の届出書

（2）算出の根拠に関する説明を記載した書類

- ①「電話リレーサービス提供業務に要する費用の額の予想額」の算出根拠に関する説明
- ②「電話リレーサービス提供業務により生ずる収益の額の予想額」の算出根拠に関する説明
- ③「前年度の電話リレーサービス提供業務に係る繰越収支差額の予想額」の算出根拠に関する説明
- ④「電話リレーサービス提供業務に係る運営資金の返済の額の予想額」の算出根拠に関する説明
- ⑤「電話リレーサービス提供業務に係る運営資金の借入の額の予想額」の算出根拠に関する説明
- ⑥交付金算定対象年度収支予算（案）及び外部監査人（公認会計士）の確認書
- ⑦当年度収支予算書（変更があった場合は変更後のもの）及び当年度収支予算の執行状況を記載した書類並びに外部監査人（公認会計士）の期中監査報告書及び期中監査以降2か月の試算表
- ⑧前年度収支決算書及び外部監査人（公認会計士）の監査報告書
- ⑨関連する理事会、評議員会の審議状況を記載した書類
- ⑩関連する規程等内規
- ⑪その他の参考資料

※1. ③の「前年度」は、施行規則の記載を引用したものであり、算定対象年度に対する前年度を指しているため、本基本方針における「当年度」に該当する。

※2. ⑦は、電話リレーサービス制度の交付金算定を提供機関から12月末に提出される交付金算定対象年度予算（案）に基づく各予想額及び関係資料に基づき行うことになることから、当年度の交付金執行実績が確定していない期中において、当年度の予算の執行状況との比較を適切かつ効果的に行うため、公認会計士による期中監査報告及び予算の執行状況に関する直近の資料が必要となるものである。

3. 提供機関からの提出書類の確認・審査

（1）確認・審査の基本要領

費用の予想額等の内容について、提供機関からの提出資料等に基づき、収支予算や規程等からみた適正性、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針（総務省告示第370号）を踏まえた費用の適正性、当年度予算等との比較及び予算の執行状況からみた妥当性等について、確認・審査を行う。

（2）確認・審査の視点・方法

電話リレーサービス提供業務に要する費用の額の予想額

各費用共通

- ・交付金算定対象年度収支予算（案）に適合しているか。
- ・法令、提供機関の「経理規程」等の内規に適合しているか。
- ・業務内容からみて交付金算定対象年度に必要な支出でかつ妥当な金額か。
- ・**当年度収支予算と比較して**増減している場合、その理由は妥当か。
- ・**当年度収支予算の執行状況**からみて適切で妥当な金額か。
- ・経済情勢の変動や業務内容の変化を踏まえた見直しをしているか。

人件費

- ・**単価**は、平均的な単価（類似団体、類似業務）と比較して妥当か。
- ・職員数は、他の組織（類似団体等）と比較して妥当か。

物件費

- ・**調達における標準単価**がある場合、当該単価を用いているか。
- ・標準単価がない場合、類似物品や既存の事例を踏まえて妥当な水準としているか。
- ・品数、件数等は、業務上の必要に応じた妥当な水準か。

委託費

- ・費用効率化の観点から、**競争入札等適切な調達方法**を採用しているか。
- ・定期的な契約の見直しをしているか。

電話リレーサービス提供業務により生ずる収益の額の予想額

- ・交付金算定対象年度収支予算（案）に適合しているか。
- ・法令、提供機関の「経理規程」等の内規に適合しているか。
- ・利用料収入は、サービスの内容や利用者数の状況、通話時間等からみて適切で妥当な金額か。
- ・**当年度収支予算と比較して**増減している場合、その理由は妥当か。
- ・**当年度収支予算の執行状況**からみて適切で妥当な金額か。

当年度の電話リレーサービス提供業務に係る繰越収支差額の予想額

- ・**前年度決算、当年度予算及び交付金算定対象年度収支予算（案）に適合**しているか。
- ・**当年度収支予算の執行状況**からみて「繰越収支差額の予想額」は妥当か。

電話リレーサービス提供業務に係る運営資金の返済の額の予想額

- ・交付金算定対象年度収支予算（案）に適合しているか。
- ・法令、提供機関の「経理規程」等の内規に適合しているか。
- ・返済額は、収支の状況からみて適切で妥当か。
- ・金利は類似の貸し出しや他の機関と比較して妥当な水準か。

電話リレーサービス提供業務に係る運営資金の借入の額の予想額

- ・交付金算定対象年度収支予算（案）に適合しているか。
- ・法令、提供機関の「経理規程」等の内規に適合しているか。
- ・金利は類似の貸し出しや他の機関と比較して妥当な水準か。
- ・借入額は業務の計画に必要な範囲であり、かつ収支予算上適切で妥当か。

4. 支援業務諮問委員会における審議と総務大臣への認可申請

（1）提供機関の提出資料により当年度の交付金執行状況の適正性を確認し、番号単価及び交付金の算定を行い、外部監査人（公認会計士）の確認監査を受ける。

（2）電話リレーサービス支援業務諮問委員会を開催し、交付金算定対象年度の交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法の総務大臣認可申請について審議を行い、答申を得る。

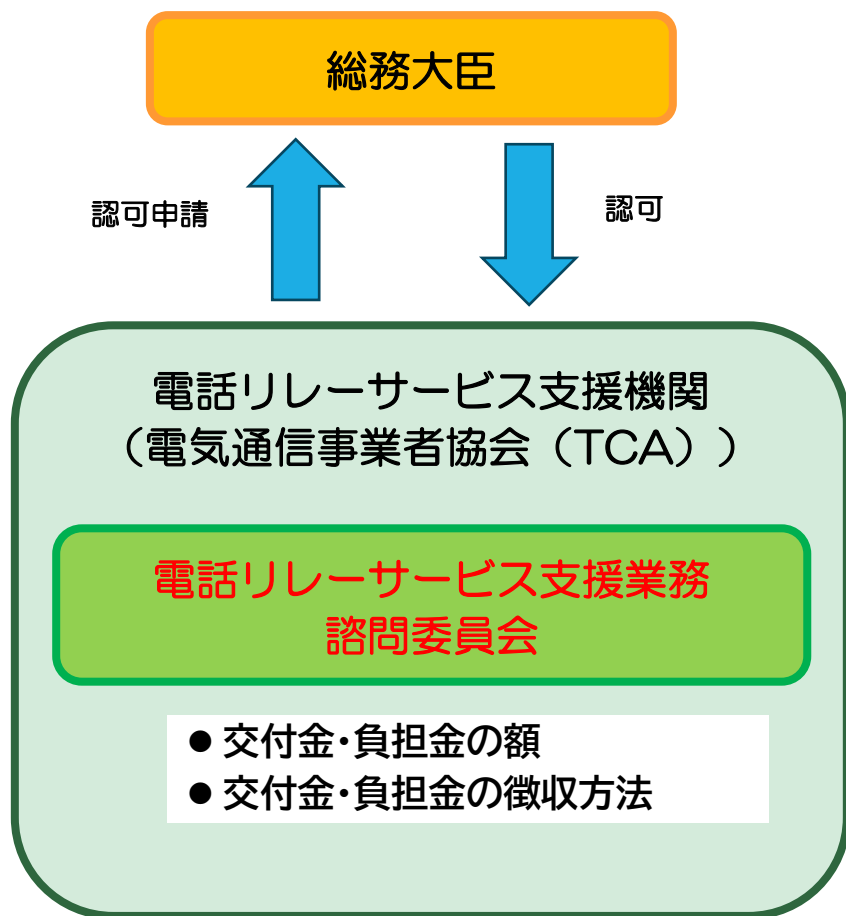
（3）答申を受け、総務大臣に認可申請を行う。

電話リレー提供業務に係る予想額確認審査票（抜粋）

審査項目	チェック欄	審査のポイント	確認する主な書類等	判定	理由
1 電話リレーサービス提供業務に要する費用の額の予想額					
■各費用共通 …方針3/2① ・関係法令 (リレー法、同施行規則、基本的な方針告示、施行規則第28条に基づく告示)	✓	交付金算定対象年度収支予算(案)に適合しているか	・交付金届出書 ・収支予算書(案) ・監査確認書 ・内規(業務規程、経理規程等)		
	✓	法令、提供機関の経理規程等の内規に適合しているか			
	✓	業務内容から見て当年度に必要な支出でかつ妥当な金額か			
	✓	当年度収支予算と比較して増減している場合、その理由は妥当か			
	✓	当年度収支予算の執行状況からみて適切で妥当な金額か			
	✓	経済情勢の変動や業務内容の変化を踏まえた見直しをしているか			
■人件費 …方針3/2①	✓	単価は、平均的な単価(類似団体、類似業務)と比較して妥当か(国家公務員給与等)	・組織規程 ・実施体制図 ・報酬基準表 ・労働時間算出表		
	✓	職員数は、他の組織(類似団体等)と比較して妥当か			
■物件費 …方針3/2①	✓	調達における標準単価がある場合、当該単価を用いているか	・経理規程 (第7章契約) ・入札仕様書 ・見積書 (選定理由) ・当年度実績 (契約書等)		
	✓	標準単価が無い場合、類似物品や既存の事例を踏まえて妥当な水準としているか			
	✓	品数、件数等は、業務上必要に応じた妥当な水準か			
・業務委託費 …方針3/2① ・基本的な方針告示 (三-3-①)	✓	費用効率化の観点から、競争入札等適切な調達方法を採用しているか	・入札仕様書 ・見積書(選定理由) ・当年度実績(契約書等)		
	✓	定期的な契約の見直しをしているか			

審査項目	チェック欄	審査のポイント	確認する主な書類等	判定	理由
・調査研究費 (附帯業務) …方針3/2① ・基本的な方針告示 (三-2-①、②)	✓	費用効率化の観点から、競争入札等適切な調達方法を採用しているか	・入札仕様書 ・見積書 (選定理由) ・当年度実績 (契約書等)		
	✓	定期的な契約の見直しをしているか			
	✓	附帯業務は必要かつ限定的であり、その費用が提供業務に係る費用に比して大きくないか			
・周知啓発費 (附帯業務) …方針3/2① ・基本的な方針告示 (三-2-③)	✓	費用効率化の観点から、競争入札等適切な調達方法を採用しているか	・入札仕様書 ・見積書 (選定理由) ・当年度実績 (契約書等)		
	✓	定期的な契約の見直しをしているか			
	✓	附帯業務は必要かつ限定的であり、その費用が提供業務に係る費用に比して大きくないか			
2 電話リレーサービス提供業務により生ずる収益の額の予想額					
■収益額 …方針3/2②	✓	交付金算定対象年度収支予算(案)に適合しているか	・収支予算書(案) ・当年度収支予算書 (決算見込み) ・業務規程 (第11条利用料金) ・利用規約 (第10条利用料金) ・その他 料金表 利用数等算出資料		
	✓	法令、提供機関の経理規程等の内規に適合しているか			
	✓	利用料収入は、サービスの内容や利用者数の状況、通話時間等からみて適切で妥当な金額か			
	✓	当年度収支予算と比較して増減している場合、その理由は妥当か			
	✓	当年度収支予算の執行状況からみて適切で妥当な金額か			
3 当年度の電話リレーサービス提供業務に係る繰越収支差額の予想額					
■前期繰越収支差額 …方針3/2③	✓	前年度決算、当年度予算及び交付金算定対象年度収支予算(案)に適合しているか	・収支予算書(案) ・当年度収支予算書 (決算見込み) ・経理規程		
	✓	当年度収支予算の執行状況からみて「繰越収支差額の予想額」は妥当か			

- 電話リレーサービス支援機関（TCA）は、法律に基づき、電話提供事業者及び学識経験者で構成される「電話リレーサービス支援業務諮問委員会」を設置。委員の任命には総務大臣の認可が必要。
- 交付金の額及び交付方法、負担金の額及び徴収方法について、同委員会の議を経た上で、認可申請を行う必要。



電話リレーサービス支援業務諮問委員会委員名簿

(令和7年7月1日)

(敬称略・50音順)

	内 山 芳 洋	KDDI株式会社 執行役員 渉外・コミュニケーション統括本部 渉外・広報本部長
	大 塚 晃	一般社団法人日本発達障害ネットワーク 副理事長
	城 所 征 可	NTT東日本株式会社 取締役 執行役員 経営企画部長
	黒 田 勝 己	NTT西日本株式会社 取締役 執行役員 経営企画部長
	小 浦 道 子	東京消費者団体連絡センター 事務局長
副委員長	砂 田 薫	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員
委員長	関 口 博 正	神奈川大学 経営学部 教授
	坪 谷 寿 一	株式会社NTTドコモ 常務執行役員 経営企画部長
	西 岡 知 一	株式会社オプテージ 取締役 常務執行役員 経営本部長
	長谷川 珠子	岡山大学 法学部／学術研究院社会文化科学学域 教授
	前 田 敦 史	楽天モバイル株式会社 取締役副社長 CFO
	松 井 敏 彦	ソフトバンク株式会社 執行役員 渉外本部 本部長

制度開始からの交付金・負担金の額及び番号単価の推移

1 交付金及び番号単価の推移

単位：円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(1) 交付金の額 (A+B) - (C+D+E) ※施行規則第23条	0	1,542,734,026	1,614,023,010	2,178,203,867	3,053,095,343	2,970,429,634
A：提供業務に要する費用の予想額	65,491,829	1,513,131,722	1,932,777,577	2,371,646,001	3,522,481,145	3,310,888,405
B：提供業務の返済予想額	0	65,491,829	0	0	0	0
C：提供業務の収益予想額	0	35,889,525	55,925,405	55,199,673	55,403,640	82,163,932
D：提供業務の借入予想額	65,491,829	0	0	0	0	0
E：提供業務の繰越収支差予想額	0	0	262,829,162	138,242,461	413,982,162	258,294,839
(2) 支援業務の費用予想額	4,338,000	50,990,000	56,603,000	53,076,000	53,646,000	57,306,000
(3) 支援業務の借入返済額	0	4,338,000	50,990,000	52,756,000	53,076,000	53,646,000
(4) 支援業務の収益予想額	0	0	0	0	0	0
(5) 支援業務の借入予想額	4,338,000	50,990,000	52,756,000	53,076,000	53,646,000	57,306,000
(6) 支援業務の繰越収支差予想額	0	0	3,847,000	0	0	0
(7) 予測前年過不足額	0	0	170,490,785	▲835,871	233,723,758	86,311,781
(8) 予測算定対象番号数	242,460,338 番号	2,910,585,903 番号	2,995,372,456 番号	2,930,457,716 番号	2,990,571,941 番号	2,945,133,592 番号
番号単価 ※1	0	6.38円/年 ≒ 7 円/年・番号	5.99円/年 ≒ 6 円/年・番号	9.14円/年 ≒ 10 円/年・番号	11.52円/年 ≒ 12 円/年・番号	11.97円/年 ≒ 12 円/年・番号

※1 番号単価算定 = (1) + (2) + (3) - (4) - (5) - (6) - (7) ÷ (8)
総務省告示第371号第2条

2 負担金必要額の推移

単位：円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
負担金必要額※2	0	1,547,072,026	1,647,522,225	2,231,795,738	2,872,447,585	2,937,763,853

※2 負担金必要額 = 1 の (1) + (2) + (3) - (4) - (5) - (6) - (7)

【利用実態等について】

- 来年度の利用料の徴収の見込みにおいて、例えば、今年度においてリレーサービスは、病院やレストランの予約、緊急通報、修繕業者への依頼等、実績・実態としてはどういう内容において利用されているか、そしてどういう内容が今後増えていくのか、ということを含めて想定しながら予算を設定していく、その基礎となる資料はあった方が、これからの電話リレーサービスの将来、そして適正な執行という観点から必要。（第２回）
- 令和４年度の利用料収入が当初の予測より伸び悩んでいるということですが、令和５年度は昨年度の予想と大体同じなのでここはまだ認知の面で課題があるという理解でよい。登録者数等適宜チェックができる仕組みがあると良い。（第４回）
- 民間サービス等、この電話リレーサービスを使わずに他の手段を利用している聴覚障害者の方もおられると思う。そこで、電話リレーサービス登録者の方だけでなく、他の手段も含めて利用されている障害者の方が、どのような手段を現在利用しているのか、どのような手段を望んでいるのか、ということを今後アンケート等で調査いただき明らかになると良いと思う。今は手話を使わずにスマホで店の予約が出来るなど、色々な手段が使われていますが、メールではやりづらい案件、このサービスだから使うというメリットを広報活動に活かしていただければ、他の手段ではない電話リレーサービスならではのメリットを発信できる。また、公共サービスですけれども、費用対効果について見ていくということも大切。（第４回）
- まだ始まったばかりで、今後どのように発展していくか、利用者が増えていて更に利用者が利用を広める可能性が高く、このような事業については必要なことという観点から発展する、そうすれば費用負担ということも納得するのでは、これがキーポイント。（第６回）
- 電話リレーサービスについて満足しているという回答が多くて、この事業の重要性や大切なことがわかる。病院や飲食店等で利用される時の生活利便の向上促進、安心につながっているという回答もあり、電話リレーサービスの必要性がわかる。そのうえで、利用登録者数の見込みについて令和７年度は２万人、令和６年度が１７,５００人となっているが、この登録の見込みの中から積算根拠となっている６年度・５年度の実登録者数は何人くらいかということをお願いしたい。また、登録者一人当たり年間で平均して何回この電話リレーサービスを使っているか、或いは年齢に応じた登録者数の状況、或いは地域（都道府県）がわかったら教えていただきたい。基本的な方針の告示の第３７０号では調査研究が必要だということで、聴覚障害者等による電話の利用の円滑に資することで、利用者情報や利用者のニーズを把握するようになっている。色々な実態がわかって検討されるべきだと思うので、そのような基礎的な数値に基づいて色々な評価をしていきたい。（第８回）
- 利用登録数の見込みが示されている資料のなかで、障害者手帳を持っている方が３４万人いると記されている。ということは、現在の電話リレーサービスの登録数はそのうちの約５％に相当する。社会に不可欠なサービスにしていくためにはもう少しこの比率を上げる必要があると考える。（第８回）

【費用等について】

- 提供機関の収支予算で支出に関して、サービス関連システム費用がR2年度よりR3年度の支出額が上がっている。内容が分かりにくくR4年度に向けて肥大化することは負担金額に影響するので確認したい。（第1回）
- 予算等を拝見していると、一時的に開発費、或いはそれに伴う体制強化等により費用が増加している。電話リレーサービス立ち上げ当時は、電話リレーサービスをどこまで国民全体で広く負担するようなサービスにしていこうかという議論が開かれたところで行われていた。今回のCTSについては総務省への説明の中で承認されたので取り入れていくとのことだが、立ち上げ当時と同様に、広く意見を求めたうえで、例えば特定電話提供事業者や実際に費用を負担することになる各社の電話サービスの利用者の方々に費用負担が増えることについて、納得いただけるようなプロセスを経てからこのような開発を進めるということも必要ではないか。そのあたり、どういった社会的コンセンサスを得るためのプロセスが踏まれてきたのか、或いは今後踏まれる予定があるのかおわかりになる範囲で教えてください。（第6回）
- 調査研究費に新しい技術に関連した費用が含まれているが、自動音声認識の開発は今回見合わせたと聞いている。調査研究される技術と新しいサービスとして出てくる技術はどういう関連にあるのでしょうか。例えば、これまでの調査研究の結果としてCTSの有効性が認められ導入に至ったという経緯であればわかりやすいが、それとは関係なく調査研究として新技術の研究開発がなされているというのであれば理解をしづらいところもある。まずはそこを明らかにしていただきたい。そのうえで、新技術をどんどん使っていって、利用者にとって便利になる、また運営側にとっても効率的になるというのを積極的に進めていただきたい。となると、新技術に関しては単年度ではなくてももう少し中期的な見通しを明かにしてもらった方がいい。（第6回）

【周知広報について】

- もしかしたら地方では広告等を目にする機会もなく周知が不十分になっているところがあるのかも知れないなと感じたので、利用者数が人口に割り戻したときにどういう状況かということを調べていただいて、地方には地方の周知の仕方があると思うので、その辺を対応いただけるとありがたい。（第8回）

【参考：電話リレーサービス支援業務諮問委員会開催日】

- （第1回）令和3年3月4日（木）、（第2回）令和4年2月1日（火）、（第4回）令和5年2月10日（金）、（第6回）令和6年2月8日（木）、（第8回）令和7年2月13日（木）

※第3回、第5回、第7回、第9回の審議事項は、電話リレーサービス支援業務に係る事業計画案及び予算案について

「電話リレーサービス」に関する問い合わせ等について

1. ユーザーからの問い合わせ状況等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度												
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
支援機関 CC	913	276	438	22	10	112	146	85	35	36	29	24	19	14	17	549
(参考) HP閲覧数	77,855	28,851	24,469	2,507	1,873	1,472	1,385	946	909	847	931	926	1,220	2,010	2,506	17,532

2. ユーザーからの主な問い合わせ内容(令和3年度～令和6年度分)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 制度概要	95件	13件	10件	6件
(2) 電話リレーサービス料金(番号単価)について	32件	54件	29件	15件
(3) 交付金、負担金等について	136件	18件	4件	8件
(4) 負担の在り方	114件	8件	0件	6件
(5) その他(事業者、ショップ等からの問い合わせ、取材依頼等)	513件	2件	14件	5件
(6) 申請・認可	2件	0件	0件	0件
(7) その他(一般利用者)	21件	353件	381件	509件
合計	913件	448件	438件	549件

3. ユーザーからの主な問い合わせ認知媒体(令和3年度～令和6年度分)

(1) 新聞広告、TV	8件	3件	3件	2件
(2) WEB/パンフレット等	141件	37件	56件	12件
(3) 事業者からのお知らせ/請求書	605件	188件	304件	395件
(4) カスタマーセンター問い合わせ結果	36件	13件	23件	10件
(5) 不明	123件	35件	52件	130件
合計	913件	276件	438件	549件

＜聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律＞

第24条(交付金の交付)

第2項 電話リレーサービス支援機関は、毎年度、総務省令で定める方法により交付金の額を算定し、電話リレーサービス支援業務諮問委員会の議を経て、当該年度の開始前に(第二十条の規定による指定を受けた日の属する年度にあっては、当該指定を受けた後遅滞なく)、総務省令で定めるところにより、交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

第4項 電話リレーサービス提供機関は、毎年度、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス支援機関が交付金の額の算定をするための資料として、当該算定に係る年度における電話リレーサービス提供業務に要する費用の額の予想額及び電話リレーサービス提供業務により生ずる収益の額の予想額その他総務省令で定める事項を電話リレーサービス支援機関に届け出なければならない。

第25条(負担金の徴収)

第2項 電話リレーサービス支援機関は、毎年度、総務省令で定める方法により負担金の額を算定し、電話リレーサービス支援業務諮問委員会の議を経て、当該年度の開始前に(第二十条の規定による指定を受けた日の属する年度にあっては、当該指定を受けた後遅滞なく)、総務省令で定めるところにより、負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

第28条(電話リレーサービス支援業務諮問委員会)

第2項 電話リレーサービス支援業務諮問委員会は、電話リレーサービス支援機関の代表者の諮問に応じ、交付金の額及び交付方法、負担金の額及び徴収方法その他電話リレーサービス支援業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を電話リレーサービス支援機関の代表者に述べることができる。

＜聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則＞

第24条(電話リレーサービス提供業務に要する費用の額の予想額等の届出)

法第24条第4項の規定による届出をしようとする電話リレーサービス提供機関は、様式第二の届出書を作成し、算定に係る年度の前年度の12月31日までに(法第8条第1項の規定による指定を受けた日の属する年度にあっては、当該指定を受けた後遅滞なく)、算出の根拠に関する説明を記載した書類を添付して、電話リレーサービス支援機関に提出しなければならない。

＜支援業務規程＞

第25条(電話リレーサービス支援業務諮問委員会の設置等)

第2項 電話リレーサービス委員会は、会長の諮問に応じ、交付金の額及び交付方法、負担金の額及び徴収方法その他電話リレーサービス支援業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を会長に述べるものとする。

第31条(電話リレーサービス委員会の運営方法)

この規程に定めるもののほか、電話リレーサービス委員会の運営に関し必要な事項は、電話リレーサービス委員会が別に定める電話リレーサービス支援業務諮問委員会運営規程による。

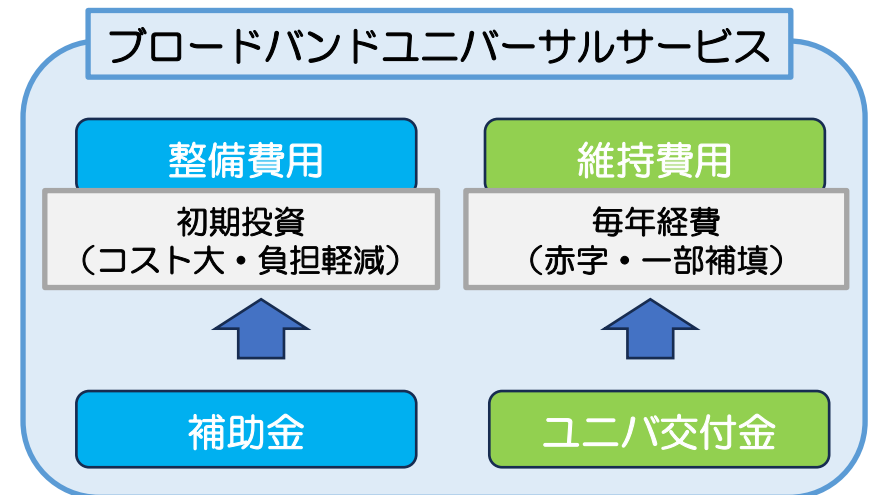
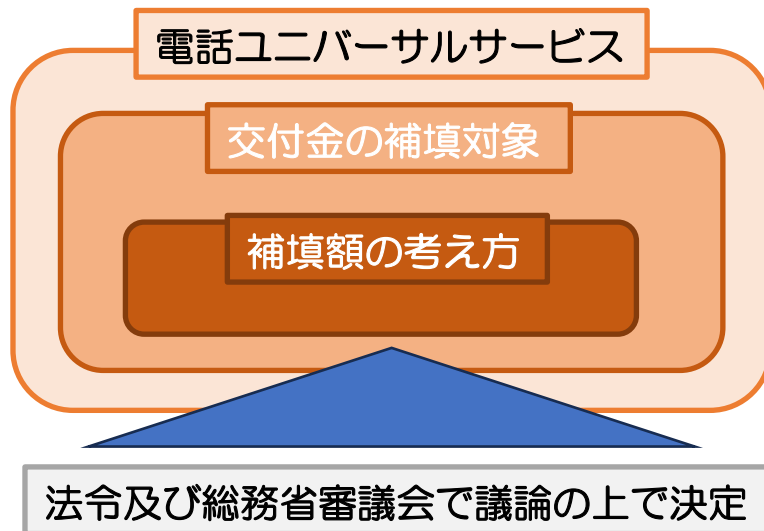
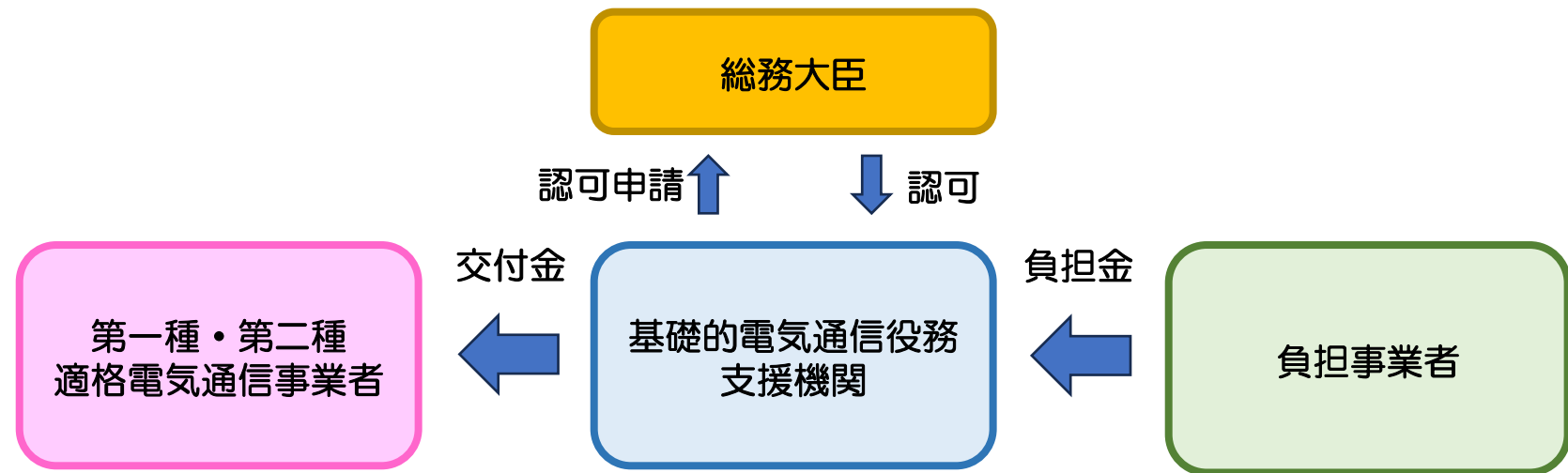
＜支援業務諮問委員会運営規程＞

第2条(任務)

電話リレーサービス委員会は、法第20条の定める電話リレーサービス支援機関の代表者たる協会の会長(以下「会長」という。)の諮問に応じ、交付金の額及び交付方法、負担金の額及び徴収方法その他電話リレーサービス支援業務に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を会長に述べるものとする。

第8条(開催)

電話リレーサービス委員会は、会長の諮問に応じ、委員長の招集により随時開催する。
電話リレーサービス委員会を招集する場合は、委員に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前に通知しなければならない。
委員長は、文書による審議を行うことが適当と認めた場合は、委員に対し文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。



(注) ブロードバンドユニバーサルサービスについても基本的には同じ構造